

令和3年度 第1回横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会 会議録

日 時	令和3年5月12日（水）10時00分～11時00分
開催場所	神奈川区役所本館2階中会議室
出席者	伊藤委員、井上委員、大塚委員、亀山委員、松島委員（計5名）
欠席者	なし
開催形態	公開・一部非公開（傍聴者なし）
議題	1 指定管理者選定委員会について 2 指定管理者公募要項等について
審議結果	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>(1) 委員会の位置づけについて 「横浜市老人福祉施設条例」及び「横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される委員会であることを事務局より説明。</p> <p>(2) 委員長の選出について 伊藤委員を委員長に選任。委員長の職務代理者は井上委員とする。</p> <p>(3) 委員会の内容の公開について 第1回委員会は、議題2以降非公開とする。また、第2回委員会について面接審査終了後の議論について、非公開とする。</p> <p>2 指定管理者公募要項等について</p> <p>(1) 公募要項等の概要について (委 員) 平成30年度に利用者数が増加しているのは何か要因があるのか。 (事務局) 自主企画等が評価された可能性や、サークル活動が活発な団体が多く貸室を利用した可能性等が考えられる。 公募要項等について、原案承認</p> <p>(2) 選定スケジュールについて 選定スケジュールについて、原案承認</p> <p>(3) 評価基準項目について (委 員) 加減点項目の現指定管理者の実績評価はどのようにすればよいか。 (事務局) 現指定管理者の今期の応募時の提案書類と、第三者評価を受けた際の資料をお送りするので、これをもとに評価いただきたい。</p> <p>(委 員) 応募団体名を伏せての審査と、現指定管理者（応募団体名を明らかにした状態）の審査の仕方がよくわからない。</p> <p>(別の委員) 応募団体の全てについて、「来期の提案書」をもとに行う審査は全て応募団体名を伏せて行い、現指定管理者が応募していた場合には加減点項目（実績評価の項目）について「今期の提案書」と「第三者評価資料」を使って評価する、と理解したが適切か。 (事務局) おっしゃるとおりである。 ※次ページあり</p>

	<p>評価基準項目について、原案承認</p> <p>3 その他（選定委員が応募団体の利害関係者である場合について） （委員）次の場合、選定委員は応募団体の利害関係者に該当するか。</p> <p>①選定委員の配偶者が「うらしま荘」の利用者団体の委員を務めていて、現指定管理者が応募した場合（現指定管理者の法人の理事・役員等ではない）。</p> <p>②選定委員が応募団体から税務関係書類の作成を依頼された場合（応募団体の非構成員かつ応募団体との顧問契約や類似の関係にない前提）</p> <p>（事務局）①経営に直接関与しているとは言えず、この場合、利害関係に該当しない。</p> <p>②単なる書類作成業務は選考に影響を与えるとは想定されず、経営に直接関与していると言えないので問題ない。本件で想定しているのは、応募団体の役員であったり、顧問契約にあるなど経営に関与するような密接な関係にある場合である。</p>
<p>配布資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 配布資料</p> <p>(1) 公募要項案</p> <p>(2) 評価基準項目案</p> <p>(3) 応募関係書類</p> <p>(4) 関係法令（条例・条例施行規則・選定委員会運営要綱 等）</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、令和3年7月下旬から8月中旬に開催予定</p>